

須崎市 出産・子育て応援給付金事業 令和5年4月1日から始まります

妊 娠 & 出 産 した方に

10万円

すさき出産・子育て支援金

妊娠届出時の面談後、手続きを行うことで5万円、出生後、面談（新生児訪問）を受け手続きを行うことで、生まれたお子さん1人につき5万円を支給します。

経済面での負担を軽減するため、支援金を支給します。

1. 対象者

須崎市に住所があり、下記に該当する方

① 出産支援金

令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方

② 子育て支援金

令和4年4月1日以降に誕生したお子さんの養育者

2. 手続き方法

① 出産支援金

妊娠届出時、アンケート記入及び面談後に申請書兼請求書を提出していただきます。

② 子育て支援金

新生児訪問（面談）時に保健師等がアンケート及び申請書兼請求書をお持ちしますので、その場で記入し保健師等にお渡してください。

※いずれの申請も振込先の口座情報を確認できるものをご用意ください。



妊娠中から出産後の相談をより充実させます。

それぞれアンケートと面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援していきます。



妊娠届出時

健やかな妊婦生活を過ごせるよう、不安なことを解消し、出産への見通しを立てましょう。

産前訪問

（妊娠8ヶ月頃）

出産に向けて準備をするとともに、産後の手続等の情報提供をします。

新生児訪問

（生後2ヶ月頃）

産後のお母さんの体調や、赤ちゃんの様子をお伺いします。育児の不安などご相談ください。

※令和4年4月1日～令和5年3月31日までに妊娠届出をした方及び出産された方には、申請書兼請求書及びアンケートを郵送します。

問い合わせ先

須崎市 子育て世代包括支援センター「かんがるーぽっけ」（健康推進課内）

電話：0889-42-1280

出産・子育て支援金に関するQ&A

Q. 申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。

A. 申請書兼請求書を受理後、約1か月程度で指定の口座に支援金を振り込みます。

Q. 双子を妊娠しました。出産支援金と子育て支援金はいくらになりますか。

A. 出産支援金は、妊婦1人に対して支払うので、多胎妊娠の場合も5万円の支給となりますが、子育て支援金は5万円×出生児童数を支給します。

Q. 出産支援金または子育て支援金の申請は、産婦の夫や児童の父親でも可能でしょうか。

A. 出産支援金は、妊娠届出時の面談を受けた妊婦のみが申請できます。
子育て支援金は、「児童を養育する方」が対象となるため、父母で養育している場合は母親のみでなく父親も対象となりますが、母親と一緒に保健師等の面談を受けていただく必要があります。

Q. 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、妊娠出産支援金の対象となりますか。

A. 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産支援金の対象となります。

Q. 須崎市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けた場合は、須崎市と里帰り先市町村のどちらへ子育て支援金の申請をすればいいですか。

A. 住民票がある須崎市へ申請してください。

Q. DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず住民票を須崎市から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、どちらへ申請すればいいですか。

A. 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q. 須崎市で面談を受けた後に、支援金の申請をしないまま他の市町村へ転出しました。この場合でも支援金は受け取れますか。

A. 転出先の市町村で面談を受けていただければ、転出先の市町村で申請することが可能です。転入転出は仕組みが複雑なので、一度担当までご相談ください。